

議案第 1 8 2 号

さいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
さいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 3 年 1 1 月 3 0 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(さいたま市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 さいたま市職員の給与に関する条例(平成 1 3 年さいたま市条例第 4 2 号)
の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を
当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(勤勉手当) 第 3 0 条 [略] 2 [略] 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。 <u>附則第 3 2 項第 4 号において同じ。</u>)において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額(育児短時間勤務職員等の給料の月額にあっては、その額を算出率で除して得た額)並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 4・5 [略] 附 則 1 ~ 3 1 [略] <u>(5 5 歳を超える職員の給料月額等の特例)</u> 3 2 ~ 3 5 [略]	(勤勉手当) 第 3 0 条 [略] 2 [略] 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額(育児短時間勤務職員等の給料の月額にあっては、その額を算出率で除して得た額)並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 4・5 [略] 附 則 1 ~ 3 1 [略] 3 2 ~ 3 5 [略]

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	139,100	230,300	271,500	308,700	355,700	398,800	453,100	512,700
	2	140,300	232,300	273,600	310,800	358,200	401,500	456,100	515,800
	3	141,400	234,200	275,700	312,900	360,700	404,100	459,100	518,800
	4	142,500	236,200	277,800	315,000	363,200	406,700	462,100	521,800
	5	143,600	238,100	279,900	317,100	365,700	409,300	465,000	524,800
	6	144,900	240,100	282,000	319,200	368,200	411,900	468,000	527,700
	7	146,200	242,000	284,100	321,300	370,700	414,500	471,000	530,500
	8	147,500	244,000	286,200	323,400	373,200	417,100	474,000	533,400
	9	148,800	245,600	288,100	325,500	375,700	419,600	476,900	536,200
	10	150,600	247,500	290,200	327,700	378,200	422,200	479,900	538,900
	11	152,300	249,400	292,200	329,800	380,600	424,800	482,900	541,500
	12	154,100	251,300	294,200	331,900	383,100	427,400	485,900	544,100
	13	155,800	253,200	296,200	334,000	385,500	429,900	488,800	546,700
	14	157,600	255,200	298,200	336,100	388,000	432,400	491,600	548,900
	15	159,300	257,100	300,200	338,200	390,400	434,800	494,300	551,100
	16	161,100	259,000	302,200	340,300	392,900	437,200	497,000	553,300
	17	162,900	260,900	304,200	342,100	395,300	439,600	499,700	555,400
	18	164,700	262,900	306,300	344,100	397,600	442,000	502,100	557,400
	19	166,500	264,800	308,300	346,000	399,900	444,300	504,500	559,300
	20	168,300	266,800	310,400	348,000	402,200	446,700	506,900	561,300
	21	170,000	268,700	312,400	349,900	404,400	449,000	509,200	563,200
	22	171,800	270,700	314,500	351,800	406,600	451,200	511,000	564,900
	23	173,600	272,600	316,500	353,600	408,800	453,300	512,700	566,600
	24	175,400	274,600	318,600	355,500	411,000	455,400	514,400	568,300
	25	177,100	276,300	320,600	357,300	413,200	457,500	516,100	569,900
	26	178,900	278,200	322,600	359,200	415,200	459,500	517,600	
	27	180,700	280,100	324,600	361,000	417,200	461,500	519,000	
	28	182,500	282,000	326,700	362,900	419,200	463,500	520,400	
	29	184,300	283,800	328,400	364,700	421,200	465,500	521,800	
	30	186,200	285,600	330,500	366,500	422,900	467,400	522,900	
	31	188,000	287,400	332,500	368,300	424,500	469,300	523,900	
	32	189,800	289,200	334,600	370,100	426,100	471,200	524,900	
	33	191,600	290,900	336,600	371,800	427,700	473,000	525,900	
	34	193,500	292,700	338,600	373,600	429,100	474,500	526,800	
	35	195,300	294,400	340,500	375,300	430,500	476,000	527,700	
	36	197,100	296,200	342,500	377,100	431,900	477,500	528,600	
	37	198,900	297,900	344,400	378,800	433,200	478,900	529,500	
	38	200,800	299,700	346,300	380,500	434,600	480,300		
	39	202,600	301,500	348,200	382,100	435,900	481,700		
	40	204,500	303,300	350,100	383,700	437,300	483,100		
	41	206,300	305,100	351,900	385,300	438,600	484,500		
	42	208,200	306,700	353,500	386,900	439,700	485,700		
	43	210,100	308,300	355,000	388,500	440,800	486,900		
	44	212,000	309,900	356,600	390,100	441,900	488,100		
	45	213,900	311,500	358,100	391,700	442,900	489,200		
	46	215,900	313,100	359,700	393,100	443,800	490,100		
	47	217,800	314,600	361,300	394,400	444,700	491,000		
	48	219,700	316,200	362,900	395,800	445,600	491,900		

再任用
職員以
外の職
員

49	221,600	317,500	364,500	397,100	446,400	492,800
50	223,600	319,000	366,000	398,400	447,300	493,700
51	225,500	320,400	367,500	399,600	448,100	494,500
52	227,500	321,800	369,000	400,800	449,000	495,400
53	229,400	323,200	370,500	402,000	449,800	496,200
54	231,400	324,600	371,900	402,900	450,600	497,100
55	233,300	326,000	373,300	403,700	451,400	497,900
56	235,200	327,400	374,700	404,500	452,200	498,800
57	237,100	328,800	376,100	405,300	453,000	499,600
58	239,100	330,200	377,400	406,100	453,800	
59	240,900	331,600	378,600	406,800	454,600	
60	242,700	333,000	379,900	407,600	455,400	
61	244,200	334,300	381,100	408,300	456,200	
62	246,000	335,600	382,300	409,100	457,000	
63	247,800	336,800	383,500	409,800	457,800	
64	249,600	338,100	384,700	410,500	458,600	
65	251,400	339,300	385,800	411,200	459,400	
66	253,200	340,500	387,000	411,900	460,200	
67	254,900	341,600	388,100	412,600	461,000	
68	256,700	342,800	389,300	413,300	461,800	
69	258,400	343,900	390,400	414,000	462,600	
70	260,100	345,100	391,500	414,700	463,400	
71	261,700	346,200	392,500	415,400	464,200	
72	263,300	347,300	393,500	416,100	465,000	
73	264,900	348,400	394,500	416,800	465,800	
74	266,100	349,400	395,300	417,600	466,600	
75	267,200	350,400	396,000	418,300	467,400	
76	268,400	351,400	396,800	419,000	468,200	
77	269,500	352,400	397,500	419,700	469,000	
78	270,500	353,300	398,300	420,400		
79	271,500	354,200	399,000	421,100		
80	272,500	355,100	399,800	421,800		
81	273,400	356,000	400,500	422,500		
82	274,200	356,600	401,300	423,300		
83	275,000	357,200	402,000	424,000		
84	275,800	357,800	402,700	424,700		
85	276,600	358,400	403,400	425,400		
86	277,100	358,900	404,100	426,200		
87	277,500	359,400	404,800	426,900		
88	277,900	359,900	405,500	427,600		
89	278,300	360,400	406,200	428,300		
90		360,900	407,000	429,100		
91		361,400	407,700	429,800		
92		361,900	408,400	430,500		
93		362,300	409,100	431,200		
94		362,800	409,900	432,000		
95		363,300	410,600	432,700		
96		363,800	411,300	433,400		
97		364,300	412,000	434,100		
98		364,800	412,700			
99		365,300	413,400			
100		365,800	414,100			
101		366,300	414,700			
102			415,400			
103			416,100			

	104			416,800					
	105			417,500					
	106			418,200					
	107			418,900					
	108			419,600					
	109			420,300					
	110			421,000					
	111			421,700					
	112			422,400					
	113			423,100					
再任用 職員		213,200	243,000	266,100	289,500	305,700	326,900	360,900	410,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第 2 イ及びウの表を次のように改める。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	151,700	177,000	279,400	327,500	374,300	442,900
	2	153,400	178,600	281,600	329,700	376,900	445,500
	3	155,000	180,200	283,700	331,900	379,500	448,100
	4	156,600	181,800	285,900	334,100	382,100	450,700
	5	158,200	183,300	288,000	336,300	384,600	453,200
	6	159,800	184,900	290,200	338,500	387,300	455,800
	7	161,400	186,500	292,300	340,600	389,900	458,400
	8	163,000	188,100	294,400	342,800	392,500	461,000
	9	164,500	189,700	296,500	344,900	395,100	463,500
	10	166,100	191,400	298,700	346,900	397,600	466,100
	11	167,600	193,100	300,800	349,000	400,100	468,700
	12	169,200	194,800	303,000	351,000	402,600	471,300
	13	170,800	196,400	305,100	352,900	405,100	473,800
	14	172,400	198,400	307,200	355,000	407,400	475,300
	15	173,900	200,400	309,300	357,000	409,600	476,800
	16	175,500	202,400	311,400	359,100	411,800	478,300
	17	177,000	204,400	313,500	361,100	414,000	479,800
	18	178,600	206,500	315,600	363,200	416,100	481,400
	19	180,200	208,500	317,700	365,200	418,200	482,900
	20	181,800	210,500	319,800	367,300	420,300	484,400
	21	183,300	212,500	321,900	369,300	422,400	485,900
	22	184,900	214,500	323,900	371,400	424,200	487,400
	23	186,500	216,400	325,900	373,400	425,900	488,900
	24	188,100	218,300	327,900	375,400	427,600	490,400
	25	189,700	220,200	329,900	377,400	429,300	491,900
	26	191,300	222,100	331,900	379,400	430,700	493,400
	27	192,900	224,000	333,900	381,300	432,100	494,900
	28	194,500	225,900	335,900	383,300	433,500	496,400
	29	196,100	227,800	337,700	385,200	434,800	497,900
	30	197,700	229,700	339,600	387,300	436,200	499,200
	31	199,300	231,600	341,400	389,300	437,600	500,400
	32	200,900	233,500	343,300	391,300	439,000	501,600
	33	202,500	235,300	345,100	393,300	440,300	502,800
	34	204,200	237,200	347,000	395,300	441,700	503,800
	35	205,800	239,100	348,800	397,200	443,100	504,800
	36	207,500	241,000	350,600	399,200	444,500	505,800
	37	209,100	242,900	352,400	401,100	445,900	506,800
	38	210,800	244,800	354,100	403,100	446,800	
	39	212,400	246,600	355,700	405,000	447,600	
	40	214,100	248,500	357,300	406,900	448,400	
	41	215,700	250,300	358,900	408,800	449,200	
	42	217,400	252,100	360,400	410,700	450,100	
	43	219,100	253,800	361,900	412,600	450,900	
	44	220,800	255,600	363,400	414,500	451,700	
	45	222,400	257,000	364,800	416,300	452,500	
	46	224,200	258,700	366,200	418,000	453,200	
	47	226,000	260,400	367,500	419,600	453,900	
	48	227,800	262,100	368,800	421,200	454,600	
	49	229,600	263,800	370,100	422,800	455,300	
	50	231,300	265,600	371,400	424,300	456,000	

再任用
職員以
外の職
員

51	233,000	267,300	372,700	425,700	456,700
52	234,700	269,000	374,000	427,100	457,400
53	236,400	270,400	375,200	428,500	458,100
54	238,100	272,200	376,300	429,800	
55	239,700	273,900	377,300	431,000	
56	241,400	275,700	378,400	432,300	
57	243,000	277,400	379,400	433,500	
58	244,600	279,200	380,400	434,700	
59	246,100	280,900	381,300	435,900	
60	247,600	282,700	382,300	437,100	
61	248,800	284,400	383,200	438,200	
62	250,300	286,100	384,100	439,400	
63	251,700	287,800	385,000	440,500	
64	253,100	289,500	385,900	441,700	
65	254,500	291,200	386,700	442,800	
66	255,900	293,000	387,500	443,600	
67	257,200	294,700	388,300	444,300	
68	258,600	296,400	389,100	445,000	
69	259,900	298,100	389,800	445,700	
70	261,300	299,900	390,600		
71	262,600	301,600	391,300		
72	263,900	303,300	392,000		
73	265,200	305,000	392,700		
74	266,500	306,700	393,500		
75	267,700	308,400	394,200		
76	269,000	310,100	394,900		
77	270,200	311,800	395,600		
78	271,500	313,400	396,300		
79	272,800	315,000	397,000		
80	274,100	316,500	397,700		
81	275,300	317,800	398,400		
82	276,400	319,400	399,100		
83	277,500	320,900	399,800		
84	278,600	322,400	400,500		
85	279,700	323,900	401,100		
86	280,800	325,200	401,800		
87	281,900	326,400	402,500		
88	283,000	327,600	403,200		
89	284,000	328,800	403,800		
90	284,800	329,900	404,500		
91	285,600	331,000	405,100		
92	286,400	332,100	405,800		
93	287,200	333,100	406,400		
94	287,900	334,100	407,100		
95	288,500	335,100	407,800		
96	289,100	336,100	408,500		
97	289,700	337,000	409,100		
98		337,700	409,800		
99		338,300	410,500		
100		339,000	411,200		
101		339,600	411,800		
102		340,300	412,500		
103		341,000	413,200		
104		341,700	413,900		

	105		342,300	414,500			
	106		343,000				
	107		343,600				
	108		344,300				
	109		344,900				
再任用 職員		213,400	247,600	267,800	282,500	297,200	352,200

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	163,700	197,000	252,800	285,500	330,500	376,900
	2	165,300	198,400	254,500	287,500	332,700	379,600
	3	166,800	199,800	256,100	289,400	334,900	382,200
	4	168,400	201,200	257,700	291,400	337,100	384,900
	5	170,000	202,600	259,000	293,100	339,300	387,500
	6	171,700	204,200	260,600	295,000	341,400	390,000
	7	173,300	205,800	262,200	296,800	343,500	392,400
	8	174,900	207,400	263,800	298,700	345,600	394,900
	9	176,500	209,000	265,400	300,500	347,700	397,300
	10	178,100	210,600	267,100	302,300	349,800	399,700
	11	179,700	212,200	268,700	304,100	351,900	402,100
	12	181,300	213,800	270,300	305,900	354,000	404,500
	13	183,000	215,400	271,900	307,700	356,100	406,900
	14	184,700	217,100	273,600	309,600	358,300	409,100
	15	186,300	218,700	275,300	311,500	360,500	411,200
	16	187,900	220,300	277,000	313,400	362,700	413,300
	17	189,500	221,900	278,600	315,300	364,800	415,400
	18	191,200	223,700	280,400	317,300	367,000	417,600
	19	192,800	225,400	282,100	319,200	369,200	419,700
	20	194,500	227,100	283,800	321,200	371,400	421,800
	21	196,100	228,800	285,300	323,100	373,600	423,900
	22	197,800	230,600	287,200	325,100	375,800	425,800
	23	199,400	232,300	289,100	327,000	378,000	427,600
	24	201,000	234,100	291,000	329,000	380,200	429,400
	25	202,600	235,800	292,800	330,800	382,400	431,200
	26	204,200	237,400	294,700	333,000	384,400	432,900
	27	205,800	238,900	296,600	335,200	386,400	434,500
	28	207,400	240,400	298,500	337,400	388,400	436,200
	29	209,000	241,900	300,300	339,600	390,400	437,800
	30	210,600	243,400	302,100	341,700	392,300	439,400
	31	212,200	244,900	303,900	343,800	394,200	441,000
	32	213,800	246,400	305,700	345,900	396,100	442,600
	33	215,400	247,900	307,500	347,900	397,900	444,100
	34	217,100	249,500	309,400	350,000	399,800	445,700
	35	218,700	251,000	311,200	352,100	401,700	447,200
	36	220,300	252,500	313,000	354,200	403,600	448,800
	37	221,900	254,000	314,800	356,300	405,400	450,300
	38	223,500	255,600	316,500	358,400	407,300	451,800
	39	225,000	257,100	318,200	360,500	409,100	453,200
	40	226,600	258,700	319,900	362,600	410,900	454,600
	41	228,100	260,100	321,500	364,600	412,700	456,000
	42	229,700	261,700	323,100	366,700	414,400	457,000
	43	231,200	263,200	324,700	368,800	416,000	457,900
	44	232,800	264,700	326,300	370,900	417,700	458,800
	45	234,300	265,900	327,900	373,000	419,300	459,700
	46	235,900	267,400	329,600	375,100	421,000	460,700
	47	237,400	268,800	331,200	377,200	422,600	461,600
	48	238,900	270,300	332,800	379,300	424,200	462,500
	49	240,400	271,700	334,400	381,300	425,800	463,400
	50	242,000	273,200	336,100	383,300	427,500	464,300

再任用
職員以外
の職員

51	243,500	274,600	337,700	385,300	429,200	465,100
52	245,000	276,100	339,300	387,300	430,900	465,900
53	246,500	277,300	340,700	389,200	432,500	466,700
54	248,100	278,700	342,200	391,100	434,000	
55	249,600	280,100	343,700	392,900	435,500	
56	251,100	281,500	345,200	394,700	437,000	
57	252,600	282,900	346,600	396,500	438,400	
58	254,100	284,400	348,200	398,300	439,400	
59	255,600	285,800	349,800	400,100	440,300	
60	257,100	287,200	351,400	401,900	441,300	
61	258,500	288,600	352,900	403,600	442,200	
62	260,000	290,100	354,500	405,400	443,100	
63	261,500	291,500	356,100	407,200	443,900	
64	263,000	293,000	357,700	409,000	444,700	
65	264,100	294,400	359,200	410,700	445,500	
66	265,500	295,900	360,700	412,400	446,200	
67	266,900	297,300	362,200	414,000	446,900	
68	268,300	298,700	363,700	415,600	447,600	
69	269,600	300,100	365,100	417,200	448,300	
70	271,000	301,500	366,600	418,900	449,000	
71	272,400	302,900	368,000	420,500	449,700	
72	273,800	304,200	369,400	422,100	450,400	
73	275,200	305,400	370,800	423,600	451,000	
74	276,500	306,800	372,000	425,100		
75	277,700	308,100	373,200	426,500		
76	278,900	309,400	374,400	427,900		
77	280,100	310,700	375,600	429,300		
78	281,300	312,100	376,600	430,800		
79	282,400	313,500	377,500	432,200		
80	283,600	314,900	378,400	433,700		
81	284,700	316,200	379,300	435,100		
82	285,300	317,500	380,200	436,000		
83	285,900	318,700	381,000	436,900		
84	286,500	319,900	381,800	437,800		
85	287,100	321,100	382,600	438,600		
86		322,400	383,400	439,300		
87		323,600	384,200	440,000		
88		324,900	385,000	440,700		
89		326,100	385,800	441,300		
90		327,400	386,600			
91		328,600	387,400			
92		329,800	388,200			
93		331,000	389,000			
94		331,700	389,800			
95		332,300	390,500			
96		332,900	391,200			
97		333,500	391,900			
98			392,700			
99			393,400			
100			394,200			
101			394,900			
102			395,700			
103			396,400			
104			397,200			

	105			397,900			
	106			398,700			
	107			399,400			
	108			400,200			
	109			400,900			
	110			401,700			
	111			402,400			
	112			403,100			
	113			403,800			
	114			404,600			
	115			405,300			
	116			406,100			
	117			406,800			
	118			407,600			
	119			408,300			
	120			409,100			
	121			409,800			
	122			410,600			
	123			411,300			
	124			412,100			
	125			412,800			
	126			413,500			
	127			414,100			
	128			414,800			
	129			415,400			
再任用 職員		231,800	261,000	272,000	282,900	305,100	345,300

備考 この表は、病院等に勤務する看護師、准看護師、保健師等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(さいたま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 さいたま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成19年さいたま市条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～7 [略]</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>8 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員(次項及び第10項の規定の適用を受ける職員を除く。)で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(規則で定める職員にあっては、当該給料月額とさいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年さいたま市条例第46号)第1条の規定による改正後のさいたま市職員の給与に関する条例別表第1並びに別表第2イ及びウの表に定める額との権衡を考慮し、市長が別に定める額)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>9 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員(規則で定める職員(次項の規定の適用を受ける職員を除く。))に限る。)で、その者の受ける給料月額が前項の市長が別に定める額とさいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年さいたま市条例第52号)第1条の規定による改正後のさいたま市職員の給与に関する条例別表第1並びに別表第2イ及びウの表に定める額並びに同条例附則第32項第1号の規定により減ずる額との権衡を考慮し、市長が別に定める額に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>10 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員(規則で定める職員に限る。)で、その者の受ける給料月額が前項の市長が別に定め</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～7 [略]</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>8 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員(次項の規定の適用を受ける職員を除く。)で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(規則で定める職員にあっては、当該給料月額とさいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年さいたま市条例第46号)第1条の規定による改正後のさいたま市職員の給与に関する条例別表第1並びに別表第2イ及びウの表に定める額との権衡を考慮し、市長が別に定める額)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>9 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員(規則で定める職員に限る。)で、その者の受ける給料月額が前項の市長が別に定める額とさいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年さいたま市条例第52号)第1条の規定による改正後のさいたま市職員の給与に関する条例別表第1並びに別表第2イ及びウの表に定める額並びに同条例附則第32項第1号の規定により減ずる額との権衡を考慮し、市長が別に定める額に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p>

る額とさいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年さいたま市条例第 号）第1条の規定による改正後のさいたま市職員の給与に関する条例別表第1並びに別表第2イ及びウの表に定める額並びに同条例附則第32項第1号の規定により減ずる額との権衡を考慮し、市長が別に定める額に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

1.1 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前3項に規定する職員を除く。）について、前3項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前3項の規定に準じて、給料を支給する。

1.2 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して第8項から前項までの規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、第8項から前項までの規定に準じて、給料を支給する。

1.3 [略]

1.4 [略]

1.5 [略]

1.6 [略]

1.0 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前2項に規定する職員を除く。）について、前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

1.1 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前3項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前3項の規定に準じて、給料を支給する。

1.2 [略]

1.3 [略]

1.4 [略]

1.5 [略]

（さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（給与に関する特例）</p> <p>第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p>	<p>（給与に関する特例）</p> <p>第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p>

号給	給料月額
	円
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	541,000
5	617,000
6	721,000
7	844,000

2～6 [略]

号給	給料月額
	円
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	543,000
5	620,000
6	724,000
7	848,000

2～6 [略]

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成23年12月1日から施行する。ただし、第1条中さいたま市職員の給与に関する条例第30条第3項の改正及び同条例附則第32項の前に見出しを付する改正は、公布の日から施行する。

(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 第1条の規定による改正後のさいたま市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)及び第3条の規定による改正後のさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の適用を受ける職員(規則で定める職員を除く。以下同じ。)に係る平成23年12月に支給する期末手当の額は、改正後の給与条例第27条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び第3条の規定による改正後のさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第5条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで若しくは第33条第1項から第3項まで若しくは第6項若しくは附則第32項の規定、公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例(平成13年さいたま市条例第303号)第4条の規定又は外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例(平成13年さいたま市条例第304号)第4条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- 平成23年4月1日(同月2日からこの条例の施行の日(以下「施行日」とい

う。)までの間に職員となった者(同月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。)にあっては、職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日)において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額並びに単身赴任手当の月額(改正後の給与条例第16条第2項に規定する規則で定める額を除く。)の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成23年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

3 平成23年4月1日から施行日までの間においてさいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成13年さいたま市条例第43号)及びさいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成13年さいたま市条例第277号)の適用を受ける者その他規則で定める者(以下この項において「技能職員等」という。)であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものに対する前項の規定の適用については、同項中「相当する額」とあるのは「技能職員等との権衡を考慮して規則で定める額を加えた額に相当する額」と、「調整額が」とあるのは「調整額に技能職員等との権衡を考慮して規則で定める額を加えた額が」とする。

4 平成23年4月1日から施行日までの間において公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例第3条第1号に規定する派遣職員のうち市長の定める者が職務に復帰した場合における当該者に対する附則第2項の規定の適用については、同項中「相当する額」とあるのは「市長の定める者との権衡を考慮して市長の定める額を加えた額に相当する額」と、「調整額が」とあるのは「調整額に市長の定める者との権衡を考慮して市長の定める額を加えた額が」とする。

(委任)

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定

める。